

集会所を所有している場合の記載例と留意事項

相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金交付申請書兼概要調書

令和8年8月20日

相模原市長 あて

相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金の交付を受けたいので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項及び令和8年度相模原市自治会等集会所省エネ設備設置支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

1 申請者

自治会名	自治会法人 相模原自治会
代表者氏名	相模原 太郎
	※氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。
代表者連絡先	電話番号：042-012-3456
担当者氏名	相模原 次郎
担当者連絡先	電話番号：090-0123-4567 Eメールアドレス：●●●●@●●●●.ne.jp

※通知送付先：(宛名)相模原 太郎（ご住所）中央区相模原1-4-5

2 集会所名等

集会所名称	相模原自治会集会所
集会所所在地	相模原市 中央 区 相模原 1 - 2 - 3

3 申請する補助事業(選択し、☒チェック印を付けてください。)

自治会等集会所に、次の省エネルギー設備を導入します。

☒ エアコンディショナー(壁掛形)	☐ 断熱窓等
---	-------------------------------

4 補助金申請金額

補助金の使途は省エネルギー設備の設置費用に充当します。

補助金申請金額	891,000 円
---------	-----------

5 補助事業実施時期

着手予定日	令和 8 年 9 月 10 日
完了予定日	令和 8 年 9 月 25 日 ※設備が設置され、代金の支払いまで全てが完了する予定日

集会所を所有している場合の記載例と留意事項

＜＜確認項目＞＞ ※ 内容を確認いただき、☑チェック印を付けてください。

☒	① 設備を導入する集会所は、自治会等が所有しています。
☐	①-2 設備を導入する集会所は、自治会等が借用しています。（*）
（*）省エネエアコンの設置を希望する場合に限り、物件を借用し、自治会活動の拠点として維持管理及び利用し、電気料金を継続して負担している場合は、上記の「④建物の全部事項証明書」の替わりに以下の書類が必要となります。書類をご確認いただき、☑チェック印を付けてください。 ※ 集会所を自治会等が所有している場合は①-2欄の☑チェック印は不要です。	
☒	② 集会所は建築基準法その他法令に適合しています。
☒	③ 設備の設置に対し、自治会等の意思決定がされています。

＜＜添付資料＞＞ ※ 書類をご確認いただき、☑チェック印を付けてください。

☒	① 設置する設備の仕様等がわかる書類（製品カタログ等）
☒	② 見積書の写し
☒	③ 設置予定場所の現況写真及び設備の配置予定図
☒	④ 建物の全部事項証明書等（*）
（*）省エネエアコンの設置を希望する場合に限り、物件を借用し、自治会活動の拠点として維持管理及び利用し、電気料金を継続して負担している場合は、上記の「④建物の全部事項証明書」の替わりに以下の書類が必要となります。書類をご確認いただき、☑チェック印を付けてください。 ※設備を導入する集会所を自治会等が所有している場合は以下の書類は不要です。	
☐	ア.貸借契約等
☐	イ.自治会等が
☐	ウ.施設所有者の省エネ設備導入に係る承認を証する書類の写し

【注意】 施設を借用している場合には省エネエアコンの設置のみ可能です。

自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合があります。
本書類発行についての責任者氏名と連絡先を記載してください。

責任者氏名 相模原 太郎

連絡先 0 4 2 （ 0 1 2 ） 3 4 5 6

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		